

「宮本から君へ」助成金不交付事件判決
(東京地裁令和3年6月21日判決・東京高裁令和4年3月3日判決)

I. はじめに

II. 事案の概要及び判決の要旨

1. 事案の概要

2. 第一審判決 (東京地判令和3年6月21日)

3. 控訴審判決 (東京高判令和4年3月3日)

III. コメント

森・濱田松本法律事務所

弁護士 奥田 隆文

TEL. 03 6213 8131

takafumi.okuda@mhm-global.com

弁護士 城戸 賢仁

TEL. 03 5293 4910

takanori.kido@mhm-global.com

I. はじめに

近年、映画やTVドラマの出演者に不祥事が発生し、出演部分のカットや代役による再撮影、公開や配信の中止といった事態になることも少なくありません。このような場合の作品への影響や対応には、多くの問題があります¹。

本号では、出演者の不祥事が契機となった補助金の支給を巡る裁判例²³をご紹介しますことにします。

II. 事案の概要及び判決の要旨

1. 事案の概要

Xは映画の製作会社であり、Yは独立行政法人日本芸術文化振興会法(振興会法)に基づき設立された法人で、芸術団体等に対する資金援助等の助成事業を行っており、Y理事長は助成金の交付手続等について「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」(本件要綱)を定めている。

本件は、Xの映画作品A(本件映画)製作事業に対する助成金の交付要望について、Y理事長が助成金の額を1,000万円と内定した(本件内定)ことを受けて、Xが助成金の交付を申請したところ、Y理事長は、本件映画の出演者の中に麻薬取締法違反により有罪となった者(本件出演者)がいるとして、公益性の観点から助成金の不交付

¹ 取るべき対応を考える際の考慮要素として、例えば、当該不祥事の重大性、当該出演者が当該作品において主要な出演者か否か及びその度合い、再撮影等を行う場合に要する費用や再撮影等を行うための日程調整の可否、当該出演者及びその所属会社等への損害賠償請求の可否・レピュテーションリスク等が挙げられます。

² [東京地裁令和3年6月21日判決](#)。

³ [東京高裁令和4年3月3日判決](#)。

CULTURE & ARTS BULLETIN

を決定した（本件処分）ので、Xが本件処分の取消しを求めた事案である。

なお、本件要綱には、劇映画の場合、運営委員会の答申等を踏まえた理事長の交付内定を受けた内定者は交付申請書を提出する旨の規定があり、また、理事長は一定の場合に交付内定の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定があるものの、取消事由として「公益性」は明示されておらず、また、上記取消しの場合について答申の要否に関する規定はなく、取消しによらない助成金の不交付決定に関する規定もなかった。

2. 第一審判決（東京地判令和3年6月21日）：請求認容（本件処分を取消し）

振興会法は、助成の対象や決定手続を理事長の合理的な裁量に委ねているところ、助成事業を行う際には、芸術団体等の自主性について配慮するとともに、芸術の専門家による評価の尊重を求めており、本件要綱もこのような立場から定められている。

公金を財源とする助成事業の性質上、公益性の観点から不相当である場合に助成することは相当でないものの、公益性は多義的な概念である上、公益性に反する場合の具体的な判断も個別の事案や価値観等によって分かれ得るため、公益性を理由とする不交付決定は、運用次第で特定の芸術団体等に不当な不利益を与え、自主性を損ない、自由な表現活動を妨げるおそれがある。したがって、公益性を理由とする不交付決定に関する裁量権の範囲の逸脱・濫用についての判断に際しては、①その根拠とされた公益の内容、②助成金の交付が公益を害する態様・程度、③不交付決定により内定者に生じる不利益の内容・程度等の諸事情を総合的に考慮し、芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の定めや仕組みを踏まえても、なお助成金の不交付を相当とする合理的理由の有無を検討すべきである。

本件助成金はXに交付されるものであり、出演者に交付するものではない上、出演時間も全129分のうち約11分にすぎない本件出演者が、本件映画の「顔」として受け止められるとはいえず、助成金の交付が「国は薬物乱用に対し寛容である」等の誤ったメッセージを世の中に発信したと受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まるおそれがあるとはいえない。また、本件処分によりXに生じる不利益は、映画製作事業の実施に係る経済的な面においても、再撮影等を行うか否かという映画表現の重要な要素の選択に関する自主性の確保の面においても、小さいものとはいえない。したがって、本件処分は合理的理由がなく、裁量権の範囲の逸脱・濫用に当たり、違法である。

3. 控訴審判決（東京高判令和4年3月3日）：請求棄却（第一審判決を取消し）

振興会法は、助成の対象や手続を理事長の合理的な裁量に委ねている。そして、税

CULTURE & ARTS BULLETIN

金を主な財源として恩恵的に交付する補助金である本件助成金は、法令・予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用される必要があり、芸術団体等の自主性も十分に尊重した上で、我が国の芸術水準の向上に資するような創造性・芸術性の高い製作活動等を助成の対象とし、適切な助成効果を得るために、専門的知見に基づく評価を取り入れることが必要不可欠であり、本件要綱もこのような趣旨に基づくものである。もっとも、助成金の交付に関する理事長の処分に行政手続法第2章・第3章の規定は適用されず（振興会法17条・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律24条の2）、本件要綱も法令上の根拠のない内部的な手続細則にとどまり、裁量権の行使を法的に制限するものではないし、公正かつ効率的な使用が必要な助成金の交付の判断は、公益に合致したものであることを要する。したがって、理事長は、芸術の専門家による芸術的観点からの専門的知見に基づき交付を内定した場合であっても、芸術的観点以外の公益性の観点から不相当なときは助成金の不交付を決定をすることができ、その判断は、①事業の内容、②事業の経費・助成金の額、③助成の必要性、④不交付決定により内定者に生じ得る影響の内容・程度、⑤助成金の交付により生じ得る影響の内容・程度等の諸般の事情を総合考慮した理事長の合理的な裁量に委ねられている。よって、助成金の交付に係る裁量権の行使は、その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り裁量権の逸脱・濫用として違法となる。

①本件出演者は、本件映画のストーリーにおいて欠くことのできない重要な役割を果たしていること、②本件出演者の逮捕・有罪判決は、新聞等で連日報道されたこと、③本件処分当時、本件出演者が出演する映画やテレビドラマの多くは代役による再撮影や出演場面のカット等の対応をしていたこと等に加えて、薬物使用が依然として深刻な社会問題となっている状況下において、薬物乱用の防止という公益の観点からされた不交付決定に、重要な事実の基礎の欠如や、判断内容に著しい妥当性の欠如があったとはいえ、むしろ助成金の交付は、「国が薬物犯罪に寛容である」という誤ったメッセージを発したと受け取られ、制度に対する国民の理解を損なうおそれがあるから、本件処分に裁量権の逸脱・濫用があるとは認められず適法である。

Ⅲ. コメント

本件は、「宮本から君へ」という漫画を原作とする同名の映画の製作事業に対する文科省所管の独立行政法人の助成金交付事業を巡る訴訟です。

本件に関連して直ぐに想起されるのが、少し前に社会の耳目を集めた「あいちトリエンナーレ 2019」という芸術祭における「表現の不自由展・その後」という企画を巡って生じた混乱です。愛知県からの文化資源活用推進事業に基づく補助金の交付申請に対して、文化庁長官が予定していた補助金の全額を不交付とする決定をしたので、マスコ

CULTURE & ARTS BULLETIN

ミでも大きく取り上げられることになりました。その後、文化庁長官が補助金の一部を減額して交付決定をした（報道では、当初予定の約7,800万円が約6,600万円に減額となったようです。）ことにより混乱は収束するに至っています。上記の「表現の不自由展・その後」という企画については国民の間にも賛否両論の意見があったことから注目度を増し、この展示は、一旦、中止が決定され、さらにその後、再開催されるという経緯をたどったのですが、上記の不交付決定は、この中止から再開催までの間に行われたということもあって、混乱を一層際立たせるものとなりました（上記の他、愛知県の芸術祭実行委員会と名古屋市との間では負担金を巡る訴訟がなお係属中です。）。文化芸術に関する補助金の給付を巡る行政規律の難しさが端的に表れたケースというべきでしょう。

翻って本件ですが、Xの主張を見ると、第一審及び控訴審とも、憲法21条の表現の自由を問題の柱として取り上げたいという意向が色濃く感じられる内容となっています。しかし、本件は、対象となった映画の出演者がコカインの使用により逮捕、起訴され、有罪判決を受けたという事件を契機とするものですから、上記の事案と同様に論じるのはやや無理があるように感じられます。そこで、第一審及び控訴審とも裁判所は、補助金の交付を巡る処分行政庁である日本芸術文化振興会の理事長の裁量権の逸脱・濫用の有無という判断の枠組みによっていることが特徴的なこととして指摘できます。そして、判決で認定された事実関係の内容自体には大きな差異がなかったにもかかわらず、その法的評価、判断の場面では大きな違いが生じて、全く逆の結論を導いている点も極めて興味深いところです。

この結論を分けたポイントはどこにあったのでしょうか。判決は相互に関連性のある全体として1個の成果物として読むべきものですから、その意味では、判決文の一部だけを取り出してあれこれ論評することには問題がないわけではないのですが、その上で敢えて挙げるとすれば、上記の理事長の裁量判断におけるポイントの置き方が一つの分かれ目になったという点を指摘できるものと考えられます。すなわち、第一審及び控訴審とも「振興会法が助成の対象や決定手続を理事長の合理的な裁量に委ねている」と解する点においてはそのスタンスに違いは全くないのですが、第一審判決は「公益性は多義的な概念である上、公益性に反する場合の具体的な判断も個別の事案や価値観等によって分かれ得るため、公益性を理由とする不交付決定は、運用次第で特定の芸術団体等に不当な不利益を与え、自主性を損ない、自由な表現活動を妨げるおそれがある。」との認識を前提として、「公益性を理由とする不交付決定が裁量権の範囲の逸脱・濫用に当たるかの判断は、不交付決定の根拠とされた公益の内容、助成金の交付が公益を害する態様・程度、不交付決定により内定者に生じる不利益の内容・程度等の諸事情を総合的に考慮し、芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の定めや仕組みを踏まえても、なお助成金の不交付を相当とする合理的理由の有無を検討すべきである。」と判示して、文化芸術という分野についての特別な配慮を具体的に示し、裁量権の範囲を一定程度コントロールしようとする姿勢を示しているのに対して、控訴審判決は「助成金の交付に係る裁量権の行使は、その基礎とされた重要な事実と誤認がある

CULTURE & ARTS BULLETIN

こと等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り裁量権の逸脱・濫用として違法となる。」と判示して、裁判実務で裁量判断に関して一般に採用されている判断枠組み（最高裁第三小法廷平成18年2月7日判決等）を本件においてもストレートにそのまま踏襲していることが指摘できます。このアプローチの違いが、個別具体的な事実の評価、判断についての相違となって顕れているということができません。もともと主観的な要素が大きく、客観的な評価、判断に難しい面のあることは避けがたい文化芸術の領域において、このようなアプローチの違いが大きな影響を与えたことは想像するに難くないところです（例えば、第一審判決は「本件出演者の出演時間が全129分中11分にすぎず、主要出演者ともいえない」と判示している一方で、控訴審判決は「出捐時間により重要性が左右されるものではなく、映画のストーリーの中で本件出演者は欠くことの出来ない重要な役割を果たしている」と判示しているのはその端的な現れです。）。

その他、そもそも実体法上、給付が義務付けられておらず、恩恵的に支給される本件助成金のようなタイプの補助金の交付・不交付について、どのような規律が正当かはなかなか難しい問題がありますし、さらに本件でも見られる要綱に基づく「内定」という行為の法律的な取扱いにも一定の問題があるところです（内示や内定といわれるものは、補助金の交付決定がされる前の事前協議により交付の見込みを関係者に対して示すもので、一定の合理的な存在意義を有するものですが、他方、これがあったからといって直ちに交付請求権が発生するというものではなく、法律的な根拠に基づくというものでないので、その規律も考えておく必要があります。）。

いずれにしても必ずしも事例の蓄積が進んでいるとはいえない文化芸術関係の補助金の給付を巡る訴訟として大変興味深いケースであり、地裁と高裁の判断が分かれるほどの微妙な問題を含むものとして、ここに紹介する次第です。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com